

『必ずお読みになり、ご不明な点があればお問合せください』

----- 真庭市行政情報告知端末購入に係る免責、注意事項 -----

- 1 お申込みいただいた告知端末機（以下、本体製品）の取り付けについては、真庭ひかりネットワーク指定管理者「公益財団法人真庭エスパス文化振興財団」（以下、当財団）が指定する工事店（以下、指定工事店）に依頼してください。  
お客様ご自身で取り付けされる場合、全てお客様の責任下にて作業をお願いいたします。この際、取り付け・交換作業時に生じた負傷、本体製品の破損や傷付き、放送の担保<sup>1</sup>、その他あらゆる直接・間接の障害について、当財団は一切責任を負いません。
- 2 本体製品到着後、速やかに本体製品を目視で確認してください。送付用の箱等に傷やへこみがあった場合は、配達したドライバーへ、お客様から直接お申し出ください。  
お客様から申告があり、当財団が初期不良と判断した本体製品の故障については、本体製品の発送後、1年間を期限として無償交換に応じます。  
ただし、本体製品以外の設備（同軸ケーブル、分配器等）については、工事実施店へ、お客様から直接お申し出ください。その際の修理費用は、お客様ご自身の負担となります。
- 3 本体製品から流れる真庭市行政情報告知放送は、真庭市行政情報告知施設の設置及び管理に関する条例（同施行規則）に基づきますが、設備の設置等、保全、廃止等の届出については、条例の定めに従うものではありません。ただし、故意の破損、改造等、当財団が告知放送の運営に著しく支障をきたすと判断した場合には、利用の停止措置を行う場合があります。
- 4 設置工事完了後、または、お客様自身が設置をする場合は、本体製品受取後は、いかなる場合においても、本体製品の代金の返金には応じることはできません。
- 5 本体製品の発送は、申込後、2日～8日程度お待ちください。また、申込状況によっては、それ以上の日数がかかる場合がございます。  
また、端末台数に限りがございます。お申込みいただいてもご購入いただけない場合や、お時間を頂戴する場合があります。予めご了承ください。
- 6 本製品は原則転売、譲渡を禁止します。市外転居等、やむを得ない事情があり転売、譲渡される場合は、お客様ご自身で相手先との調整をお願いします。相手先への設置方法、工事については、指定工事店に直接お問い合わせください。
- 7 本体製品の購入代金は別途送付する請求書にてお支払ください。設置工事費は、直接工事店にお支払いください。

(問合せ先)  
真庭ひかりネットワーク指定管理者  
(公財) 真庭エスパス文化振興財団  
真庭いきいきテレビ  
電話：0867-42-7200  
受付：午前9時～18時（年中無休）

---

<sup>1</sup> 放送の担保・・・お客様宅の環境によっては、放送が正しく流れない、停電時に放送が流れない場合があります。指定工事店が十分に確認した上で、工事を行います。可能性がある旨、予めご承知おきください。